

○新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

平成16年5月31日教育委員会規則第1号

改正

平成22年4月1日教委規則第6号

新十津川町私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新十津川町が保育料又は入園料（以下「保育料等」という。）の減免をする私立幼稚園の設置者（以下「幼稚園設置者」という。）に対して行う、私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助限度額)

**第2条** 新十津川町は、幼稚園設置者が当該幼稚園に在園する満3歳児（満3歳に達した幼児が翌年の4月を待たずに年度の途中から幼稚園に入園した園児をいう。）、3歳児、4歳児又は5歳児の保護者で本町の区域内に住所を有するものに対し保育料等を減免する場合は、当該幼稚園設置者に、幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（平成10年6月17日文部大臣裁定）第3条第3項の規定により定められた補助限度額（以下「補助限度額」という。）を限度として補助金を交付する。

2 年度の中途において入園若しくは退園又は他市町村からの転入若しくは他市町村への転出（以下「入退園等の異動」という。）があった場合は、補助限度額に保育料等の支払月数に3月を加えた月数を乗じて得た額を15月で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、四捨五入した額）を限度として補助金を交付する。

3 本町に転入した者が、転入前において保育料等の減免を受けていた場合は、補助限度額から転入前において減免されていた額を控除した額を限度として補助金を交付する。

4 補助限度額が保護者が支払うべき保育料等を超える場合は、当該支払うべき保育料等を限度として補助金を交付する。

(交付申請)

**第3条** 補助金の交付を受けようとする幼稚園設置者は、幼稚園就園奨励費補助金（変更）交付申請書（別記様式第1号。次条において「交付申請書」という。）を新十津川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。この場合において、幼稚園設置者は、幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（別記様式第2号）及び保育料等減免措置に関する調書（別記様式第3号）並びに徴収している保育料等の額を定めている書類（幼稚園園則等）を併せて提出する。

2 前項の保育料等減免措置に関する調書には、園児の属する世帯に係る町民税の課税証明書若しくは非課税証明書又は町民税の納税通知書の写しを添付しなければならない。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の定めるところによる保護を受けている世帯については、当該保護の決定通知書の写しによりこれに代えることができる。

(交付の決定)

**第4条** 教育委員会は、交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、書面により幼稚園設置者に通知する。

(減免措置の報告)

**第5条** 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた幼稚園設置者（以下「交付決定幼稚園設置者」という。）は、保育料等の減免措置の内容を、12月31日までに、教育委員会に報告しなければならない。

(異動の届出)

**第6条** 交付決定幼稚園設置者は、補助金の交付の対象となる園児に入退園等の異動があったときは速やかに、異動届（別記様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

**第7条** 交付決定幼稚園設置者は、保育料等の減免措置を完了した後15日以内の日又は4月1日のいずれか早い日までに、幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（別記様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

(書類の整備)

**第8条** 交付決定幼稚園設置者は、保育料等の減免確認書（別記様式第6号）を備置き、保育料等の減免措置をしたことを明らかにしておかななければならない。

2 教育委員会は、補助金の交付について必要があると認めるときは、前項に規定する書類の提出を求めることができる。

(補助金の額の変更)

**第9条** 新十津川町は、補助金の交付の額の決定後、当該年度の中途において補助金の交付の対象となった保育料等の減免額に変更又は入退園等の異動により保育料等の減免額に変更があった場合は、補助金の額を再計算する。

2 前項の規定により再計算した補助金の額と既に決定した補助金の額とに差異が生じたときは、当該差額相当額を増額し、又は減額して補助金の額を決定する。

(取消し及び返還)

**第10条** 新十津川町は、交付決定幼稚園設置者が偽りその他不正の行為により補助金の交付の決定を受けたときは、当該決定を取り消し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

## 附 則（平成22年4月1日教委規則第6号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

別記様式第2号（第3条関係）

別記様式第3号（第3条関係）

別記様式第4号（第6条関係）

別記様式第5号（第7条関係）

別記様式第6号（第8条関係）